

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項目	内容
1	運送主体	<p>名称：社会福祉法人生活クラブ 住所：千葉県佐倉市山崎宇石井戸529番地1 代表者名：理事長 池田 徹 連絡先：043-462-3939</p> <p>(概要) 訪問介護、障害福祉サービス(居宅介護)、デイサービス、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム、診療所、障がい児者通所支援、保育園、児童養護施設等</p>
2	事業内容	<p>船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和元年11月末現在) 詳細は名簿のとおり <u>イ：8人、ロ：6人、ハ：0人、ニ：1人</u> 合計：15人</p> <p>輸送拠点 船橋市</p>
	輸送拠点	
3	利用者から收受する対価	<p>別表の料金表の運行距離に基づいた代金を利用者より徴収 ※50キロ以上の運行距離の場合は1キロ走行距離当たり100円の加算になります</p> <p>(説明) 内訳・・・キロ数×@70円(ヘルパーへの手当)+車両の維持費=表の料金 例 10キロ=1100円(料金表) 10キロ×70円=700円(ヘルパーへの手当)+400円(車両の維持費)</p>
	運送の対価外の対価	<p>高速道路・有料道路・有料駐車場等を利用した場合には実費利用者負担 尚、乗降介助に関しては介護保険、又は障害福祉サービスを利用します</p>
	その他(入会金等)	<p>無し</p>
4	使用する車両の種類	<p>ア：寝台車 台、イ：車いす車 3台、ウ：兼用車 台 エ：回転シート車 台、オ：セダン等 台 合計： 3台</p> <p>使用権原 使用権原使用車両のすべてについて、運送主体が使用権原を有している。</p> <p>複数乗車 <input type="checkbox"/>あり(下記に内容記入) <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>
	使用車両	
	使用権原	
5	運転者	<p>運転者 12名 (内訳) 普通二種免許保持者 0名、普通免許保持者 12名 ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第ホ号」のとおり</p>
6	損害賠償措置	<p>対人保険(共済)：無制限 対物(共済)：無制限</p>
7	管理運営体制	<p>別紙「様式5、6」のとおり</p>
8	法令順守	<p>別紙「様式3、宣誓書」のとおり</p>

社会福祉法人 生活クラブ
福祉有償運送料金表

1Km	500 円
2Km	500 円
3Km	500 円
4Km	500 円
5Km	600 円
6Km	700 円
7Km	800 円
8Km	900 円
9Km	1,000 円
10Km	1,100 円
11Km	1,200 円
12Km	1,300 円
13Km	1,400 円
14Km	1,500 円
15Km	1,600 円
16Km	1,700 円
17Km	1,800 円
18Km	1,900 円
19Km	2,000 円
20Km	2,100 円
25Km	2,600 円
30Km	3,100 円
40Km	4,100 円
50Km	5,100 円